

社会福祉法人聖オディリアホーム

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖オディリアホームの役員及び評議員等の報酬等の基準及び額について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

3 当法人の役員及び評議員は当法人施設の職員を兼務する役員を除きすべて非常勤とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席（決議の省略の場合を含む）したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席（決議の省略の場合を含む）したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 理事長及び理事が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、評議員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会に出席したときは、理事会出席に係る報酬は支払わないものとする。同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会又は評議員会に出席（決議の省略の場合を含む）したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬は支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が苦情対応第三者委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて理事会及び評議員会に出席した場合であっても、理事会等出席報酬はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が苦情対応第三者委員会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設に係る評議員選任・解任委員の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員、評議員選任・解任委員は、この規程を適用しない。

(報酬支払の時期及び方法)

第10条

前条各号で規定する報酬は出席の都度現金をもって本人に支給する。

2 本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に毎月まとめて振り込むことができるものとする。この場合は、前月16日より当月15日までをもって計算し、毎月26日に振り込むものとする。なお、当日が休日の場合はその前日とする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成18年12月4日から施行する。

この規程は平成19年12月13日から改定施行する。

この規程は平成20年10月1日から改定施行する。

この規程は平成21年6月5日から改定施行する。

この規程は平成21年10月1日から改定施行する。

この規程は、平成23年9月30日から改定施行する。

この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。

この規程は、平成30年12月7日から改定施行する。

この規程は、令和2年3月6日から改定施行する。

この規程は、令和5年6月20日から改定施行する。

この規程は、令和6年6月25日から改定施行する。

別表1（出席報酬日額）

名称	報 酬*
理事長・理事会／評議員会出席報酬等	15,000円
理事・監事理事会出席報酬等	10,000円
評議員・理事・監事評議員会出席報酬等	10,000円
苦情対応第三者委員会出席報酬	10,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	10,000円

別表2（業務報酬日額）

名称	報 酬*
理事長業務報酬等（注1）	15,000円
理事及び評議員業務報酬等	10,000円
監事監査指導報酬等	10,000円
苦情対応第三者委員業務報酬	10,000円
評議員選任・解任委員業務報酬	10,000円

別表3（日額）

旅 費	宿泊費	報 酬*	その他
実 費	20,000円	別表2に準じる	実 費

*報酬には源泉所得税及び交通費を含む。ただし別表3の出張旅費は報酬とは別に支給する。

（注1）苦情対応第三者委員会、評議員選任・解任委員会出席を含む。

(備考) 評議員、理事、監事の報酬総額

1. 評議員：各年度総額400,000円以内（定款第8条）
2. 理事：評議員会において別に定める総額の範囲内。（定款第21条）
各年度総額2,000,000円（令和6年6月25日評議員会決議）
3. 監事：評議員会において別に定める総額の範囲内。（定款第21条）
各年度総額200,000円（平成30年12月7日評議員会決議）